

財団法人愛媛の森林基金賛助会員規程

（趣旨）

第1条 この規程は、財団法人愛媛の森林基金（以下「基金」という。）寄附行為第37条の規程に基づく賛助会員に関する必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第2条 この基金の趣旨に賛同し、入会申込書（別紙様式）を提出し、理事長の承認を受けたものは賛助会員となることができる。

（特典）

第3条 基金は、賛助会員に対し、次の特典を与えることができる。

- （1）研究会、講演、シンポジウム等への参加
- （2）情報誌の優先配布

（会費）

第4条 賛助会員は、毎事業年度1口以上の会費を基金に納入するものとする。

1口 5,000円

附 則

この規程は、昭和61年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月22日から施行する。

(別紙様式)

賛助会員入会申込書

年 月 日

財団法人愛媛の森林基金

理事長 殿

住所

氏名 印

TEL ()

私は、財団法人愛媛の森林基金の趣旨に賛同し、賛助会員として入会を申し込みます。

会 費